



#### 11月 労働保険加入強化月間

## \*>\*<\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

労災保険や雇用保険は企業で働く方々のセーフティネットであり、万一の事故が 被災者のみならず、その家族も巻き込んで不幸な事態を招くことになります。 企業の社会的責任として<mark>労働保険の加入は最低限の責務</mark>です。ご加入されていない 企業がございましたら、ぜひ加入されるようお勧め願います

## 労働保険の手続は事務組合にお任せください

一中小企業労働保険協会一



#### 委託した場合の3つのメリット!!

- ① 事務負担の軽減
- ② 労働保険の特別加入・・・役員も個人も事業主も労災に加入できます
- ③ 労働保険料の分割納付・・金額に関係なく3回払いです
- ④ 役員・事業主・従業員も国からの労災保険の支払いに上乗せする格安の保険に加入できます

# キャリアアップ助成金を活用しませんか!



パートタイマーの週所定労働時間を延長することにより、新たに社会保険の加入者となった場合、事業主に対して下記の内容で助成金が支給されます。 延長により正規社員

週4時間以上

30万円(1人当たり)

※助成金を活用するには、事前に「キャリアアップ計画」の提出が必要です 在籍要件として6か月以上の非正規社員が対象となります 所定労働時間を変更するご予定があれば活用をご検討ください。(担当: 染矢)

給与台帳・給与明細のデジタル化!

ペーパーレスの給与台帳は管理が簡単です。

個人の給与明細はご自分のスマホで確認できます。便利で安心!!



となる場合は対象外

です

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378